

障害者相談のご案内

市では、地域での障害者の身近な相談役として、障害者相談員を配置し、障害者に関する総合的な相談を行っています。

予約は不要です。

日時 毎月1日 10時～15時
(1日が土日の場合は、翌月曜日)

場所 多久市社会福祉会館 相談室
☎75-3539

相談員

【身体】陣内和博（桐岡）、松本利秋（池ノ平）、廣川敬子（泉町）、植木チス子（多久原）、田代松子（栄町）

【知的】宮原久代（別府一区）、尾形キヨ子（山口）

■問い合わせ

福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

国民年金保険料は前納がお得です！

■問い合わせ 佐賀年金事務所 ☎31-4191
多久市 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

平成23年度の国民年金定額保険料は、月額15,020円です。年金保険料は、翌年3月分までをまとめ払いすると割引される『前納制度』があります。毎月納めるよりお得です。たとえば、10月分から翌年3月分まで（6か月分）をまとめて納めると、730円お得な89,390円となります。また、納め忘れも防ぐことができます。前納をご希望の方は、佐賀年金事務所か多久市役所市民生活課保険年金係にお問い合わせください。

国民年金保険料の前納額と割引額、納付期限

	前納額	割引額	納付期限
10月分～	89,390円	730円	平成23年10月31日
11月分～	74,610円	490円	平成23年11月30日
12月分～	59,790円	290円	平成24年1月4日
1月分～	44,910円	150円	平成24年1月31日
2月分～	29,990円	50円	平成24年2月29日

※金額は現金納付の場合です。

冷蔵倉庫をお持ちの方へ

固定資産税が軽減される場合があります

■問い合わせ 税務課 資産税係 ☎75-2176

平成24年度の冷蔵倉庫用建物の固定資産評価基準変更に伴い、次の該当要件を全て満たしている建物の調査を行っています。基準の変更が適用される場合は、固定資産税が軽減される場合がありますので、市内で該当する建物を所有されている方は、ご連絡ください。

該当要件

- ・主体構造が非木造（木造以外）である。
- ・倉庫自体に冷蔵機能を備えている。
- ・保管温度が10℃以下に保たれている倉庫である。

※常温の倉庫内にプレハブ式冷蔵庫や業務用冷蔵庫を設置している場合は該当しません。

『木下家住宅』

国の登録有形文化財に答申されました

■問い合わせ 生涯学習課 文化スポーツ係 ☎74-3241

7月15日に開かれた国の文化審議会は、『木下家住宅』（東多久町別府三区）の主屋、離れ、つなぎ屋を国の登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に答申しました。

木下家住宅は、明治、大正、昭和期の特徴をもつ座敷が1か所に集まっている貴重な建造物。国土の歴史的景観に寄与しているものとして価値が高いと評価されました。国の登録有形文化財として登録されると、多久市では、多久町の西溪公園内にある寒鶯亭に続いて2例目となります。

